

地域密着型サービス 運営推進会議等の手引き



松戸市 福祉長寿部 指導監査課

1 運営推進会議の概要

(1)設置目的

運営推進会議とは、地域密着型サービス事業者（夜間対応型訪問介護は除く）が自ら設置するもので、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域の地域包括支援センター職員、市職員等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、「地域に開かれたサービス」とすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としています。

(2)設置主体

運営推進会議は事業者自らが事業所ごとに設置し、開催、運営します。

(3) 開催回数

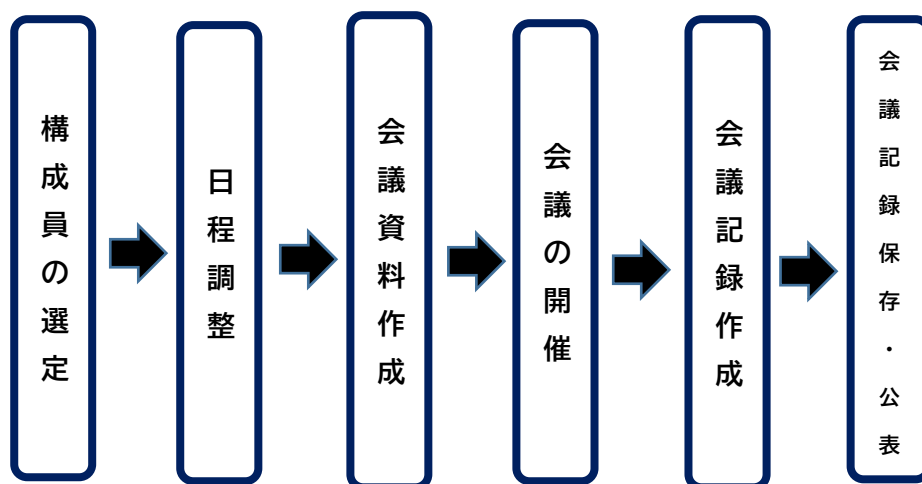
【サービスの種類】	【開催回数】
療養通所介護	おおむね12月に1回
地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	おおむね6月に1回
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	おおむね2月に1回以上

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は「介護・医療連携推進会議」となります。
合同開催要件の詳細は、別紙「サービス種類別合同開催要件一覧」をご確認ください。

(4)会議の構成員

	【構成員として基準上明記されている者】
1	利用者
2	利用者の家族
3	地域住民の代表(町会長、町会役員、民生委員、シニアクラブの代表者等)
4	事業所が所在する区域の地域包括支援センター職員又は市職員
5	提供するサービスについて知見を有する者
6	地域の医療関係者(介護・医療連携推進会議のみ必須)

2 設置から開催まで



(1) 構成員の選定

ア 利用者

イ 利用者の家族

家族に代わり、利用者の後見人を選出することも可能です。

ウ 地域住民の代表

自治会・町内会・老人クラブなどの地域団体の方、民生委員、学校関係者、介護相談員、認知症サポーターなど。(役職や肩書等は要しません。)

エ 事業所が所在する区域の地域包括支援センター職員又は市職員

オ 提供するサービスについて知見を有する者

他法人の介護事業所の管理者や介護職員、高齢者福祉事業や認知症ケアに携わっている方等、客観的・専門的な立場から意見を述べる
ことができる方。

カ 地域の医療関係者(介護・医療連携推進会議のみ必須)

(2)会議の日程調整

ア 運営推進会議の年間予定表の作成および提出

運営推進会議日程調査表を作成し、松戸市指導監査課へ提出(例年2～3月頃
ケア倶楽部にて市から依頼します)

イ 会議の開催・参加有無の連絡方法

おおむね1か月前までに構成員へ開催通知および出席依頼を行います。
日程変更を行う場合は、必ず事前に松戸市指導監査課へご連絡ください。
構成員がやむを得ず欠席する場合は、事前に会議資料を送付し、意見・要望等を聴取してください。

(3)会議資料の作成

個人情報[※]の取扱いには十分に注意し、報告書の内容や会議中の発言から個人が特定されないようにご配慮ください。

(4) 会議の開催等

ア 開催場所は原則事業所内とし、会議の参加者が実際に事業所の雰囲気を感じられるようにしてください。

イ 合同開催する場合の注意点(介護・医療推進会議も同様)

- (ア)個人情報・プライバシーを保護すること
- (イ)同一の日常生活圏内の事業所であること
- (ウ)合同して行う回数が1年度に行う開催回数の半数を超えないこと
- (エ)外部評価を行う場合は単独で行うこと

ウ 運営推進会議の議題内容等

運営推進会議は事業所の活動状況について報告を行い、その報告内容について参加者から質問や意見、助言等を受けます。「地域に開かれたサービス」とするために第三者から評価、助言等を受けることが重要となります。

事業所と利用者、家族だけで会議を開催することがないようにしてください。

議事について定めはありませんが、「家族や地域住民からの要望、意見」「地域との交流について」「職場実習の受け入れ等近隣の学校等との連携」「事業所近隣の地域の変化や課題」等、予め具体的な議事を決めておき、有意義な双方向的な会議となるようにしましょう。

【活動状況の報告内容の例】

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ・事業所名(サービス種別) | ・利用者数 |
| ・平均年齢及び平均要介護度 | ・利用率、入居率、入所率、サービス提供回数 |
| ・利用者の1日の過ごし方 | ・事故報告 |
| ・イベントの実施状況 | ・次回会議開催予定 など |

(5)会議記録の作成

会議の開催後は速やかに運営推進会議記録を作成し、写しを指導監査課または介護保険事務センターへ「松戸市オンライン申請システム」にてご提出ください。持参、郵送の提出も可能です。

(6)会議録の保存・公表

ア 会議録の保存

会議録は5年間(会議を開催した日が属する年度の翌年度から2年度)保存してください。

イ 会議録の公表

会議録は、各事業所において掲示、またはファイル等で誰でも手にとれる場所に保管し、個人情報に配慮したかたちで公表してください。(事務室等職員のみ使用する場所は不可)

3 運営推進会議を活用した外部評価について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、基準上、介護・医療連携推進会議または運営推進会議において、自己評価を公表し、会議構成員から事業所評価(外部評価)を受ける必要があります。

4 根拠法令について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備に及び運営に関する基準

(平成18年厚生労働省令第34号)

(地域との連携等)

第三条の三十七 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第三十四条第一項及び第六十八条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3, 4(略)

(地域との連携等)

第三十四条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又

はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4, 5(略)

※認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備等に関する基準第三十四条の規定を準用します。

5 資料の掲載先について

松戸市ホームページ > まつどDEいきいき高齢者 > 事業者向け > 事業者向け（介護保険関連）> 介護保険指定地域密着型サービス > 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について

- ・地域密着型サービス運営推進会議等の手引き
- ・サービス種類別合同開催要件一覧

